

令和 7 年 1 月 2 0 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	松山 (松山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内において一部の農地は認定農業者が耕作をしているが、多くは農地所有者が主に水稻を作付けしている。高齢化や後継者の育成が進まないなか、新たな担い手確保や持続可能な農地の維持管理の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地の集積を進めると共に、個人農家においては、水稻を作付けしているなか、一部農家において牧草を作付けし近隣の畜産業者と連携することで資源循環型農業(耕畜連携)に取り組んでいる。多面的機能支払交付金を活用し、農業者だけでなく地域全体で持続的に農地を利用し、遊休農地化しないよう努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手・後継者への農用地の集約化を念頭に、農地集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を行っているが施設の老朽化などで労働生産性の大幅な向上が見込めない。今後、スマート農業等の導入、及び農地の大区画化などを見据えた基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策においては、補助事業を活用し防護柵の設置等を進めていく。
 ②環境保全型農業直接支払交付金制度を活用していく。
 ③地域で生産された堆肥を、牧草生産に取り組む生産者に供給する。